

# 法人事業税等の分割基準

	事業	分割基準	
法人事業税	製造業	従業者の数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)	
	非製造業	課税標準の1/2 : 事務所等の数 課税標準の1/2 : 従業者の数	
	保険業		
	電気供給業	小売電気事業	課税標準の3/4 : 発電所に接続する電線路(一定の要件に該当するものに限る。)の電力容量 課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額
		送配電事業	
		発電事業・特定卸供給事業	
	ガス供給業	事務所等の固定資産の価額	
	倉庫業		
鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル数		
法人住民税 (法人税割)	/	従業者の数	